

学校感染症と出席停止基準一覧

学校保健安全法施行規則平成21年4月1日改正より抜粋

| | | |
|-----|---|--|
| 第二種 | インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザは除く) | 発症後5日かつ、解熱後2日(幼児は3日)が経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好 |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜炎 | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により学校医、その他医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医、その他医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性角膜炎 | 症状により学校医、その他医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良好であれば登校可 |
| | ウィルス性肝炎 | A・E型:肝機能正常化後登校可能 B・C型:出席停止不要 |
| | 手足口病 | 発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可能 |
| | 伝染性紅斑 | 発疹(りんご病)のみで全身状態がよければ登校可能 |
| | ヘルパンギーナ | 発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可能 |
| | マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 |
| | 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症) | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 |

※新型コロナウイルスはインフルエンザと同じ扱いとなります。